

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		介護予防・日常生活支援総合事業に係る緩和した基準による訪問型サービス実施事業者の指定・更新の指定
根拠法令等及び条項		栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第3章第14条から第23条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱
	参考事項	介護保険法第115条の45の3 栃木市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等に関する要綱第2条、第3条、第4条、第5条、第7条及び第8条
	設定等年月日	平成28年11月 2日設定 令和 7年 9月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>第3章 緩和した基準による訪問型サービス (基本方針)</p> <p>第43条 緩和した基準による訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状態等を踏まえながら、住民主体による支援の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第44条 緩和した基準による訪問型サービスの事業を行う者(以下「緩和した基準による訪問型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「緩和した基準による訪問型サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(緩和した基準による訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士、旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者又は市長が指定する研修受講者をいう。以下同じ。)の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。</p> <p>2 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、緩和した基準による訪問型サービス事業所ごとに、従業者のうち、利用者(当該事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定介護訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における緩和した基準による訪問型サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数に応じ、必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。</p>	

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者又は市長が指定する研修受講者であって、緩和した基準による訪問型サービスの事業に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する緩和した基準による訪問型サービスの提供に支障がない場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

5 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第45条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、緩和した基準による訪問型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、緩和した基準による訪問型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該緩和した基準による訪問型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第46条 緩和した基準による訪問型サービス事業者は、その事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、緩和した基準による訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

2 緩和した基準による訪問型サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、緩和した基準による訪問型サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第47条 前章第4節(第25条を除く。)及び第5節の規定は、緩和した基準による訪問型サービスの事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、第8条第1項、第17条、第20条、第22条、第23条第3項、第26条、第27条第2項、第28条第1項及び第3項、第29条第1項並びに第37条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第39条第2項中「訪問介護相当サービス個別計画」とあるのは「緩和した基準による訪問型サービス個別計画」と、第41条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「訪問介護相当サービス個別計画」とあるのは「緩和した基準による訪問型サービス個別計画」と読み替えるものとする。

